

知財の広場

実際に存在した馬の名前、自由に使ってもいいの？！

いよいよ今年の日本競馬の総決算、有馬記念が行われます。有馬記念は、人気投票で上位の馬たちが出走できるのが特徴となっていて、普段馬券を買わない人々でも買うという、夢の対決を楽しむことができるレースです。

話は変わりますが、競馬といえば、今、競走馬を擬人化した美少女キャラクターが登場する「ウマ娘 プリティーダービー」というアニメが人気を博しています。このアニメでは、「トウカイテイオー」「スペシャルウィーク」「サイレンススズカ」など実際に存在した馬の名前が使用されています。

実際に存在した馬の名前、自由に使ってもいいのでしょうか。

名前を保護する制度としては、著作権やパブリシティ権、商標権などが考えられます。

著作権の場合、その権利の対象となる著作物について、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものと定義されています。馬は動物であり、その物の名称は、一般的には著作物とは認められず、著作権法では保護されません。

パブリシティ権はどうでしょう。パブリシティ権は、著名人の肖像や氏名などの顧客吸引力を排他的に利用する権利ですが、競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても競走馬の名称等の使用については、これを禁止する法令等の根拠がなく、過去の判例（最小判平成16年2月13日・平成13(受)866）においては、差止や不法行為と認めませんでした。

これに対し、馬の名前について、商標権は認められます。例えばディープインパクト（登録第4445778号、第4510844号）、オグリキャップ（商標登録第2474115号、第4824574号）などがあります。

尚、馬に限らず犬の名前も商標登録の対象となります。大リーグのドジャースの大谷翔平投手の愛犬「デコピン」については、少なくとも日本において、昨年12月から今年10月までに16件の商標登録出願がなされています。

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 支援担当者 西脇 吉徳